

有料道路の障害者割引をご利用される方へ(レンタカー編)

レンタカーで有料道路の障害者割引を利用する際は、事前にご利用方法をご確認ください。

これまで事前に登録された自家用車（1人につき1台）に適用していた有料道路の障害者割引について、事前登録された自家用車をご利用できない場合(*)も、障害者割引の対象となるよう要件を緩和しました。レンタカーで障害者割引の適用を受ける際は、事前にご利用方法をご確認ください。

(*) 「自家用車を保有していない」又は「車検等で事前登録車両がやむを得ず使用できない」場合

レンタカーで対象となる主な自動車の種類
乗用自動車 自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下、「自動車検査証等」といいます。）の「用途」に「乗用」と記録されているもので、乗車定員10人以下のもの
貨物自動車 自動車検査証等の「用途」に「貨物」と記録されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの
特種用途自動車 自動車検査証の「用途」に「特種」と記録されているもののうち、「車体の形状」に「車いす移動車（身体障害者輸送車）」、「患者輸送車」又は「キャンピング車」と記録されているもので、乗車定員が10人以下のもの
二輪自動車 総排気量が125ccを超えるもの

※営業や事業の手段として自動車を利用する場合並びに上表の範囲外の自動車及び外見上営業や事業のために使用していることが明らかな自動車を利用する場合等は障害者割引の適用が受けられません。

注意

注意事項～ご利用前にご確認いただきたいこと～

- 有料道路における障害者割引の適用を受けるためには、身体障害者手帳又は療育手帳を管理している市区町村の福祉担当窓口又はオンラインにおいて事前に申請手続きをしていただき、手帳に登録済みであることを示すシールを貼付いただくことが必要です。
※既にシール貼付済みの方は、新たに申請手続きを行っていただく必要はありません。
- 料金所で手帳の提示が必要となりますので、必ず手帳を持参してください。
- 料金を支払う料金所では、手帳の提示のため、一般レーン、混在レーン又はサポートレーン(*)を通行してください。（※ETC専用料金所です。ETC利用に限ります。）
- 支払時にETCレーンまたはスマートICを無線通行（ノンストップ走行）された場合、障害者割引は適用されません。

ETC利用の場合

- レンタカーETC車載器があるか、お客さま持参のETCカードをレンタカーのETC車載器に挿入できるかを予め確認してください。
- レンタカー会社が貸し出すETCカードでは精算できませんので、お客さま持参のETCカードをレンタカーのETC車載器に挿入してご利用ください。
※ETC車載器がない場合は、現金等による支払のみとなります。
- 障害者割引の利用にあたり事前登録されたETCカードをお持ちの方は、必ず登録済のETCカードを携行してください。（料金所係員が登録済ETCカードの提示をお願いすることがあります）

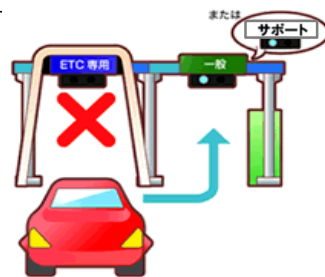
現金利用の場合

- 上限料金がある有料道路では、障害者割引よりも、障害者割引を適用せずにレンタカーのETCを利用した方が安価となる場合があります。

レンタカーでの料金所のご利用方法



レンタカー会社が貸し出すETCカードでは精算できません。ETCカードでお支払いを希望する場合は、走行開始する前にお客さま持参のETCカードを、ETC車載器に挿入してからご利用ください。



**料金を支払う料金所では、一般レーン、混在レーン
又はサポートレーン※に進入
(ETC専用レーン及びスマートICは通行不可)
料金所では必ず障害者手帳を提示いただきます！**

※ETC専用料金所です。ETC利用に限りません。

(出口で料金を支払う料金所)

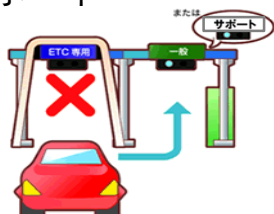
現金等で支払う場合

⇒入口では、一般レーン、混在レーン
又はサポートレーンにて
通行券を受領して発進
又は

ETCカードで支払う場合
⇒ETCレーンにて無線通行
(ノンストップ走行)



①出口では、一般レーン、
混在レーン又はサポート
レーンに進入



②障害者手帳を係員に提示



③現金等で支払う
場合は、料金を
支払って発進

又は、

ETCカードで支払う場合は、係員に
カードを渡し、返却を受けてから発進

(入口で料金を支払う料金所)

①障害者手帳を係員に提示

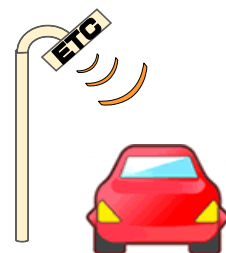


②現金等で支払う
場合は、料金を
支払って発進
又は、

ETCカードで支払う場合は、係員に
カードを渡し、返却されたカードを
車載器に挿入して発進



出口では、
ノンストップで通過



【お問い合わせ先】

NEXCO東日本お客さまセンター (24時間) TEL 0570-024-024 (通話料有料) または TEL 03-5308-2424 (通話料有料)
NEXCO中日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-922-229 (フリーダイヤル) または TEL 052-223-0333 (通話料有料)
NEXCO西日本お客さまセンター (24時間) TEL 0120-924-863 (フリーダイヤル) または TEL 06-6876-9031 (通話料有料)
首都高お客さまセンター (24時間) TEL 03-6667-5855 (通話料有料)
阪神高速お客さまセンター (24時間) TEL 06-6576-1484 (通話料有料)
本州四国連絡高速道路お客さま窓口 (9:00~17:30) TEL 078-291-1033 (通話料有料)